

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

住宅取得等特別控除について

住宅を居住の用に供した日の区分に応じて住宅取得等特別控除額は次のようになります。

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額
平成3年4月 1日から 平成5年3月31日まで	$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額 (A)} \\ \text{のうち2,000万円以下の金額} \end{array} \right] \times 1\%$ $+ (A) \text{のうち2,000万円超3,000万円以下の金額} \times 0.5\%$ <p>(最高25万円)</p>
平成5年 4月 1日から	<p>①居住の用に供した年及びその翌年</p> $(A) \text{のうち1,000万円以下の金額} \times 1.5\%$ $+ (A) \text{のうち1,000万円超2,000万円以下の金額} \times 1\%$ $+ (A) \text{のうち2,000万円超3,000万円以下の金額} \times 0.5\%$ <p>(最高30万円)</p>
平成6年12月31日まで	<p>②居住の用に供した年の翌々年以後</p> $(A) \text{のうち2,000万円以下の金額} \times 1\%$ $+ (A) \text{のうち2,000万円超3,000万円以下の金額} \times 0.5\%$ <p>(最高25万円)</p>

どちらも控除期間は6年で、所得要件は2,000万円以下です。

また、上記算式で計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。



同じ平成5年でも
いつから居住の用に
供したかで計算が
ちがうのね



4月1日

